

with

NO.314

令和6年1月発行

いっしょに



「寄口ウバイまつり」 上出雅彦 画

目次

■新年のご挨拶	2ページ
■新会員紹介コーナー・事業活動スケジュール	3ページ
■第21回小学生の税の写真展	4ページ
■事業フォトグラフィー	5～6ページ
■小田原県税事務所からのお知らせ	7ページ
■表紙の紹介	8ページ
■湘南ベルマーレフットサルクラブからのお知らせ	9ページ
■日本政策金融公庫からのお知らせ	10ページ
■小田原税務署からのお知らせ	11ページ
■小田原労働基準監督署からのお知らせ	12ページ
■関東大震災から100年（4）	13ページ
■2024年問題への対応	14～15ページ
■ふれあい いんふおめーしょん	16ページ

ホームページも是非ご覧ください

小田原法人会

検索



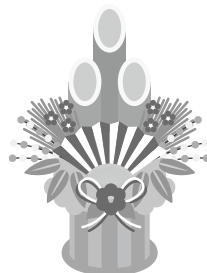
<http://www.odawara-hojinkai.com>

— 新春のお慶びを申し上げます —



公益社団法人
小田原法人会

会長 神戸洋一



明けましておめでとうございます。
皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えの事と心よりお慶び申し上げます。

昨年を振り返ってみますと、まだ新型コロナウイルス感染症は終息したわけではございませんが、5月に季節性インフルエンザと同じく「5類」に引き下げられたことにより、本当にたくさんのお客さまを目にするようになりました。特に、この地域は飲食や宿泊といった観光関連サービス業が

大きなダメージを受けておりましたので、喜ばしい限りです。

一方、税制面においては、10月にインボイス制度が開始。また、本年1月からは電子帳簿保存法が施行されるなど、取引を取り巻く環境は大きく変化いたしました。

さて、2021年に新500円硬貨が発行されたことは記憶に新しいですが、本年7月からは、20年ぶりに新紙幣が発行される予定です。一万円札の新しい顔として選

ばれたのは、箱根にゆかりがあり、「日本の資本主義の父」とも呼ばれている渋沢栄一です。新紙幣の発行により、レジや自動販売機、券売機などを使用しているサービス業では、設定の変更や買い替えなどの対応に追われていることと思われそうですが、これを機にゆかりの場所がさらに活性化していくと嬉しく思います。

今年辰年、龍の年です。

「昇り龍」の如く、私たちの生活や地域経済がこれまでの数年間から大きく飛躍する年

になることを願うばかりです。当会といたしましても、税のオピニオンリーダーとしての活動はもとより、一つでも多くの明るい話題を発信して参りたいと思いますので、今後とも変わらぬご指導ご鞭撻のほどお願い申し上げます。

結びにあたり、皆様のご繁栄とご健勝を心より祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



小田原税務署長

中山 覚

新年明けましておめでとうございます。

令和6年の年頭に当たり、公益社団法人小田原法人会の皆様方に、謹んで新年

の御挨拶を申し上げます。旧年中は、神戸会長をはじめ役員並びに会員の皆様におかれましては、税務行政に対する深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、第21回「小学生の税の写真展」、湘南ベルマーレフットサルクラブのフットサル教室と連携した「税金タイズラリー」などの租税教育活動や、インボイス制度、電子帳簿保存制度等の各種説明会などの税の啓発活動にご尽力いただき、改めて感謝いたし

ますとともに、本年も引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、間もなく、令和5年分の確定申告の時期を迎えます。本年も納税者の皆様が安心して申告や相談ができるよう体制の整備に努める所存です。特に、昨年10月に導入された消費税のインボイス制度に基づき、インボイス発行事業者の登録を受け、初めての消費税の申告をされる方々には、寄り添った丁寧な対応を行ってまいりますので、その

ような取引先様にご周知いただけますと、幸いです。

また、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税組織の使命を的確に果たしていくと同時に、税務行政のデジタル・トランスフォーメーション(DX)化を推進することを通じて、税務を起点とした社会全体のDX化を推進していきたいと考えています。自宅等からスマホを用いたe-Tax申告、キャッシュレス納付の普及、拡大、定着等にも積極的に取り組んでま

いますので、確定申告をされる従業員等の方々に「スマホ申告」等をお勧めいただけたら、幸いです。

結びに当たり、新しい年が公益社団法人小田原法人会のますますの御発展と会員の皆様の御繁栄の年となりますよう、心から祈念いたしまして、年頭の挨拶とさせていただきます。



新会員紹介コーナー

令和5年10月2日～令和5年11月28日（敬称略）
※新入会員14社の内、情報公開に同意された10社を掲載しております。

★小田原支部				
(株)プロスペリタ	依田 隆	飲食業	小田原市早川 1-11-6 ポートサイド K2	0465-24-1510
(株)高来建匠	安田高典	建設業	小田原市早川 1376-1	0465-20-4282
(有)フラワー	野瀬博文	飲食業	小田原市江之浦 407-124	0465-46-9231
整骨院バンビ	武田啓信	整骨院	小田原市栄町 1-20-17	070-2181-9366
★川東支部				
(株)杏建	中里匡利	建設業	小田原市高田 219-28-7	0465-46-7962
(株)エムジェイプライム	宮下直美	建設業	小田原市高田 280-6	0465-87-7609
(有)ガレージカウウェラ	江藤貴紀	自動車钣金	小田原市中里 474	0465-42-5504
★南足柄・山北支部				
(株)ライジングシビル	大和田直樹	建設業	南足柄市塚原 658	0465-46-7407
★足柄支部				
(株)松本商事	松本好美	運送業	中井町井ノ口 2441-6	0465-81-3688
(有)古宮不動産	古宮玲子	不動産業	中井町井ノ口 4051	0465-81-0171

今後の事業活動スケジュール〈令和6年1月～令和6年3月〉

※詳細はお問い合わせください。事務局（0465-23-3641）

日 時			行 事 名	場 所	対 象
1月	18日（木）	14:00～16:30	決算法人説明会（1月決算法人対象）	おだわら市民交流センター UMECO	法人
	22日（月）	未定	賀詞交歓会	湯本富士屋ホテル	法人
2月	2日（金）	14:00～16:30	新設法人説明会	おだわら市民交流センター UMECO	法人
	7日（水）	14:00～16:30	決算法人説明会（2月決算法人対象）	おだわら市民交流センター UMECO	法人
3月	19日（火）	14:00～16:30	決算法人説明会（3月決算法人対象）	おだわら市民交流センター UMECO	法人
	22日（金）	14:00～16:30	決算法人説明会（3月決算法人対象）	おだわら市民交流センター UMECO	法人

※「決算法人説明会」及び「新設法人説明会」は先着順の事前申し込み制です。



【問題】

二重枠に入った数字の合計はいくつでしょう？

4					1	3		
		9	7					2
	5			6				8
3				2			8	
		1				7		
	6			3				1
6				8			2	
7					3	9		
		5	2					6

ルール①：

まだ数字の入っていないマスに、1から9までの数字のどれかをひとつずつ入れましょう。

ルール②：

タテの列、ヨコの列、太線で囲まれた3×3のブロックのいずれにも、1から9までの数字がひとつずつ入るようにします。

（答えは13頁にあります）

【作者紹介】株式会社ニコリ 日本初のパズル専門誌「パズル通信ニコリ」を発行する出版社。数独・クロスワードなどのパズルをメディアへ提供するコンテンツメーカーでもある。パズルASP「e-数独」をBtoB向けにリリース。

第21回 小学生の「税」の写真展

国税庁が定める「税を考える週間」(毎年11月11日～17日)の一環として、平成15年から始まった税の写真展。今回は、492点の力作が小田原税務署管内(2市8町)の子どもたちから寄せられ、ダイナシティウエストにて11月11日(土)、12日(日)の2日間にわたって開催いたしました。入賞作品は下記の通りです。(敬称略)



「ひまわり畑と道の駅」
山崎 友香理(4年)



「未来の光」
久井 湊人(6年)



「未来への架け橋」尾崎 未来(5年)



「がんばって道具点検中」
露木 綾海(5年)



「おいしいお水、ありがとう!!」
真家 宏介(2年)



「発電する風車」
友利 翠伶(1年)

税務署長賞

「パパとじぶんとマンホール」
小山 航生(1年)



税理士会

小田原支部長賞

「犬も喜ぶ改修された木道」
照井 瀧大(6年)



令和5年度 納税表彰式

(小田原税務署・小田原県税事務所 共催)

11月14日(火)小田原三の丸ホールにて、団体の活動を通じて納税道義の高揚に功績があったとして、役員9名に対して表彰状並びに感謝状が贈呈されました。

●東京国税局長表彰
譲原彰氏

●小田原税務署長表彰
杉崎勝成氏

(株)杉崎工務店

杉山修氏

(有)協和開発企業

脇山俊氏

(株)鈴木組

●小田原税務署長感謝状

青木博和氏

(有)あおき釣具店

秋山桂子氏

(株)秋山商店

伊達寛氏

(有)ナカザト電器商会

藪田澄雄氏

(有)藪田鉄工所

●小田原県税事務所長

表彰

小林省隆氏

(株)コバヤシ



●青年部会

★第37回法人会全国青年の集い「山形大会」

11月10日(金) 参加者11名



●女性部会

★已書セミナー

12月1日(金) おだわら市民交流センター UMECO

参加者16名



今すぐ



いつでもどこでも! 600タイトル以上の
セミナー動画が見放題
無料インターネットセミナー

小田原法人会



で検索

ID: hj0235
パスワード: 3641



金融支援
創業支援
経営支援



神奈川県信用保証協会

～夢と未来に向けて～
かながわの中小企業を
応援します



LINE
友だち
募集中



カナモ

随時ご相談をお受けしています

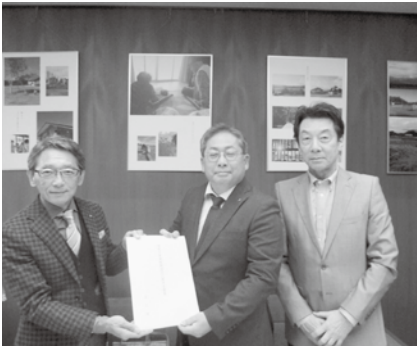
小田原支店 TEL: 0465(23)0138



●税制改正要望活動

(税制委員会)

税制改正大綱が取りまとめられる前に、全国法人会総連合でまとめられた「令和6年度税制改正に関する提言」を、牧島衆議院議員、管内2市7町の首長に提出しました。



小田原法人会 提携商品

創業支援ローン

スタート

START

さがみ信用金庫では起業家の方々をはじめの一步から応援します！

金利

固定金利 年1.00%

※但し、当初2年間は0%

金額

10万円以上
500万円以内

融資新規取扱手数料

法人会からの紹介案件の場合

無料

※通常11,000円

事業資金のご相談は…

お客様サポートダイヤル 0120-426-614

※お申し込みについて所定の審査をさせていただきます。その結果、ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承ください。

TRiBank Sagami

さがみ信用金庫

会員増強にご協力ください

法人の県民税・事業税の超過課税を実施しています

本県では、生活環境や都市基盤の整備といった特別な財政需要に対応するため、法人の県民税・事業税の超過課税を実施させていただいております。

これまでスピーディーに対応してきた「災害に強い県土づくり」及び「幹線道路の整備」は、今後も推進していかなければなりません。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた県内経済の回復を目指すために「経済対策」も強力に推し進める必要があります。

こうした喫緊の行政課題に着実かつ迅速に対応するため、令和2年11月から令和7年10月までの5年間の措置として、超過課税を「新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係る経済対策の推進」、「災害に強い県土づくりの推進」及び「県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備」に活用することといたしました。

● 法人の県民税・事業税の超過課税の概要

1 適用期間

令和2年11月1日から令和7年10月31日までの間に終了する事業年度分について適用（5年間）

2 税率 県税ホームページ「県税便利帳」をご参照ください。

3 中小法人に対する不均一課税

次の基準に該当する場合は、超過課税の対象となりません。

法人県民税（法人税割）：資本金の額又は出資金の額が2億円以下で、かつ、法人税額が年4,000万円以下の法人

法人事業税：資本金の額又は出資金の額が2億円以下で、かつ、所得金額が年1億5,000万円（収入金額を課税標準とする法人にあっては、収入金額が年12億円）以下の法人

● 超過課税を活用して推進する事業

1 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係る経済対策の推進

(1) 地域経済の活性化

- ・ 中小企業経営基盤の強化・安定化や観光産業の振興

(2) 柔軟な経済構造の構築

- ・ 新分野への進出や製造ラインの変更などビジネスモデル転換への支援

2 災害に強い県土づくりの推進

(1) 台風・豪雨・火山などの自然災害対策

- ・ 「水防災戦略」に基づく河川の整備や市町村が行う避難所の環境整備への支援などの大規模水害対策
- ・ 治山・法面や林道の整備

(2) 地震・津波対策の一層の強化

- ・ 地域防災力向上に向けた市町村の取組の支援や各種観測・調査研究の推進
- ・ 災害時における物資支援の受入体制整備

(3) 災害に備えた社会基盤施設の整備

- ・ トンネル、橋などの安全性向上

(4) 災害時に重要な役割を果たす県有施設等の耐震改修

- ・ 災害時の避難所や帰宅困難者の一時滞在施設に指定されている県有施設等の耐震改修

3 県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備

- ・ 自動車専用道路やインターチェンジ接続道路、地域の交流と連携を支える幹線道路の整備

お問合せ先は、

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 神奈川県庁 電話(045)210-1111（代表）

■超過課税の仕組みに関することについては

総務局財政部税制企画課（内線2306）又は

小田原県税事務所事業税課（電話(0465)32-8000）

■超過課税の活用に関することについては

総務局財政部財政課（内線2266）

県税ホームページ

県税便利帳

検索



寄ロウバイ園

松田町の寄ロウバイ園は、平成18年に地元の中
学生や地域の人々によって植えられた、250本
のロウバイが始まりといわれています。
今では日本最大級である2万本のロウバイが咲
き誇り、美しい景色と甘い香りを楽しめます。
毎年1月中旬から2月中旬にかけては、「寄ロ
ウバイまつり」が開催。園内では地元の農産品や
お土産などを販売するお店も出店し、花見客で賑
わいます。



表紙の紹介
「寄ロウバイまつり」
上出雅彦
画

7つの間違い探し

*右の絵と左の絵には相違点が7か所あります。
見つかりますか？（答えは13頁にあります）



【作者紹介】神谷一郎（かみや・いちろう）

専修大学法学部卒業後、漫画プロダクションを経て漫画家に。現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・水彩画挿絵等で活躍中。

入って良かった！

法人会を目指します

会員増強運動

様々な経営者との交流で、
良き経営者を目指す！



実施中！

税の正しい知識を
身につける！



未加入のお取引先・お知り合いの方がおられましたら、
入会をお勧めください。

地元のスポーツクラブを応援しよう!

SHONAN BELLMARE FUTSAL CLUB

中井町・大井町・松田町・山北町・開成町
株式会社 湘南ベルマーレフットサルクラブ
包括連携協定締結式



行政、企業連携加速中!

試合結果

- ・ 10/14 VS ボルクバレット北九州
1-2 ●
- ・ 10/21 VS Y.S.C.C. 横浜
2-2 ▲
- ・ 10/28 VS エスポラーダ北海道
1-1 ▲
- ・ 11/4 VS 名古屋オーシャンズ
2-5 ●
- ・ 11/10 VS しながわシティ
1-0 ○

順位 8位(全12チーム)

足柄上郡5町と包括連携協定締結

株式会社湘南ベルマーレフットサルクラブは、足柄上郡5町の足柄上町、中井町、松田町、山北町、開成町と包括連携を締結することとなり、10月20日(金)に包括連携協定締結式を行いました。

小田原市、南足柄市、秦野市に続いての包括連携協定の締結となります。

締結式には、大井町より小田 眞一町長、中井町より戸村 裕司町長、松田町より本山 博幸町長、山北町より湯川 裕司町長、開成町より山神 裕町長と5町の町長が一同に会し、湘南ベルマーレフットサルクラブからは佐藤伸也代表取締役社長が出席しました。

本締結を通して、西湘地域をスポーツを通じて活性化させていきます。

Chance&Empowerment projectページリニューアル

クラブが取り組む社会課題解決事業のページをリニューアルしました。昨年度に発表した事業戦略の《社会性：2026年度までに160の社会課題解決事業の立ち上げ》の目標を達成するために行政やさまざまな企業、団体とも共創をしており、いままでに立ち上げたプロジェクトや共創パートナーである《Chance&Empowerment partner》の紹介をまとめたページになっております。

Chance&Empowerment projectページはこちら>>



2023-2024season ホームゲーム終了

今シーズンのホームゲームが12/9を持って終了しました。

試合あたり約1500名の方に来場いただきました!

たくさんのご来場、ありがとうございました!



「事業資金」受付中!!

日本政策金融公庫・小田原支店(国民生活事業)では、幅広い業種の事業を営む方に、商品仕入資金、ボーナス資金、諸経費支払資金等の運転資金や店舗改装、機械購入等の設備資金の融資をお取り扱いしております。

長期のご返済で、利息は固定金利です。

この他、新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた中小企業・小規模事業者の皆様を対象とした「新型コロナウイルス感染症特別貸付」もお取り扱いしております。

日本政策金融公庫小田原支店
(国民生活事業) 融資相談係
0465(23)3175

新型コロナウイルス感染症関連の融資のご案内

新型コロナウイルス感染症特別貸付

ご利用いただける方	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業績悪化を来し、次のいずれかの要件に該当する方であって、中長期的に業績が回復し発展が見込まれる方 (1)最近1ヵ月間等の売上高または過去6ヵ月の平均売上高が、前5年のいずれかの年の同期と比較して、5%以上減少 (2)業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1ヵ月間等の売上高または過去6ヵ月の平均売上高が、次のいずれかと比較して、5%以上減少 ①過去3ヵ月(最近1ヵ月を含む。)の平均売上高 ②令和元年12月の売上高 ③令和元年10月～12月の平均売上高 (3)債務負担が重くなっている方	資金の お使用みち	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金	
		融資限度額	別枠 8,000 万円	
		利率(年) (注)	6,000 万円以下	基準利率 - 0.5% 3年経過後: 基準金利
			6,000 万円超	基準金利
		ご返済期間 <据置期間>	設備資金: 20 年以内 <うち 5 年以内> 運転資金: 20 年以内 <うち 5 年以内>	

税に関する無料相談所

小田原支部の税理士が直接相談に応じます。もちろん、ご相談内容の秘密は厳守いたします。来所相談、電話相談ともに事前に電話で相談日の予約をしてください。詳しくは、電話またはホームページでご確認ください。

場所	小田原箱根商工会議所会館 6 階 東京地方税理士会小田原支部事務局	
電話	0465-24-0195	
相談日時	毎週水曜日 13時30分～16時 ※毎月25日以降はなし。1月1日～10日、2月16日～3月15日は休み。	
相談内容	税務相談・税務書類の書き方指導等。	

消費税の期限内納付を 忘れずに。

期限内納付が難しい場合は、所轄の税務署(徴収担当)へご相談ください。(※4)

消費税には申告・納付期限(※1)があります。

申告・納付には e-Tax が利用できます。

個人事業者の方は 振替納税も利用できます。

★消費税は消費者からの預り金的性格を有する税です。
★基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です(※2)。
★期限を過ぎると延滞税がかかります。
★確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の 確定消費税額(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要)(※5)

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
※2 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。
※4 税務署に申請することにより、納税が猶予される制度があります。
※5 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書」を提出する旨の届出書を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

法人会



小田原税務署からのお知らせ

【問合せ先】 〒 250-8511 小田原市荻窪 440 番地 Tel. 0465 (35) 4511 (代表)



確定申告はスマホから！

～ 確定申告をした人のうち、3人に2人がスマホ等から e-Tax で申告しています！ ～

スマホ等を使った e-Tax は自動計算で確定申告書を作成できるので、とても便利です。特に、医療費控除やふるさと納税等の寄付金控除を受ける方などは、ぜひ、自宅からのスマホやパソコンを使って e-Tax をご利用ください。

○ スマホ申告の便利機能♪

～ 確定申告書等作成コーナーの便利な機能～

スマホ申告をご利用の方は…

スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を読み取り自動入力



e-Taxをご利用の方は…

パソコン・スマホ申告は
ICカードリーダライタが不要です

マイナポータルアプリを
インストールするだけ！

次の2つでe-Tax送信できます



スマホやパソコンから…

● 青色申告決算書・収支内訳書も作成できます

● 消費税の申告にも対応しています

「簡易課税制度」又は「2割特例」を適用される方は、売上（収入）金額等の入力だけで税額等が自動計算されます。

※ インボイス制度を施行した税務署等マイナポータルに導入している税務署において、電子申告の2割を消費税が納税額とすることが出来る特例です。

確定申告書作成コーナー



マイナポータル連携特設サイト



○ マイナポータル連携（注）で自動入力

収入関係

給与所得の源泉徴収票
公的年金等の源泉徴収票
株式の特定口座

控除関係

医療費・ふるさと納税
生命保険・地震保険
社会保険（国民年金保険料、国民年金基金掛金）
iDeCo・小規模企業共済掛金
住宅ローン控除関係

（注）マイナポータル連携とは、マイナンバーカードを利用して、申告に必要な各種証明書等のデータを一括取得し、確定申告書の該当項目へ自動入力できる機能のことです。

※ 「給与所得の源泉徴収票」の情報が自動入力の対象になるためには、お勤め先（給与等の支払者）が総務省に e-Tax で給与所得の源泉徴収票を提出していることが必要です（「年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの」などの提出要件があります。）。

○ 困ったときは

e-Tax・作成コーナーヘルプデスクへ 0570-01-5901

動画で見る確定申告

申告書の作成方法などを動画でご案内！



・医療費控除
・住宅ローン控除
・マイナポータル連携
など

確定申告 動画

チャットボット

ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」が回答！



税務署の申告書作成会場

税務署の申告書作成会場は大変混雑することが予想されます。あらかじめご了承ください。

会場でも、原則ご自身のスマホを使用した申告となりますので、スマホもご準備ください。

開設期間	会場	時間
2月16日（金） ～ 3月15日（金） ※ 上記期間以外は、税務署の申告書作成会場は開設していません。 ※ 土、日及び祝日を除きます （ただし、2月25日（日）は開場）。 ※ 特に、3月中は大変混雑します。	小田原税務署 ※ お車でのご来場はご遠慮ください。 【バスでのアクセス】 小田原駅西口から 久野車庫・夷河原循環 方面（2番のりば） 乗車、税務署前下車	【受付】 午前8時30分から午後4時まで 【相談】 午前9時から午後5時まで ※ 入場整理券を配付します（提出のみは不要。電話での受付は行いません）。 当日、会場でも配付しますが、受付を早く締め切り、後日の来場をお願いする場合がありますので、LINEによる事前発行をご利用ください。



事前発行はこちらから！

2024年4月から 労働条件明示のルールが変わります

全ての労働者に対する明示事項

1

就業場所・業務の変更の範囲の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

全ての労働契約の締結と有期労働契約の更新のタイミングごとに、「雇入れ直後」の就業場所・業務の内容に加え、これらの「変更の範囲」についても明示が必要になります。

有期契約労働者に対する明示事項等

2

更新上限の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

有期労働契約の締結と契約更新のタイミングごとに、更新上限(有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限)の有無と内容の明示が必要になります。

更新上限を新設・短縮する場合の説明 【雇止め告示の改正】

下記の場合は、更新上限を新たに設ける、または短縮する理由を有期契約労働者にあらかじめ(更新上限の新設・短縮をする前のタイミングで)説明することが必要になります。

- i 最初の契約締結より後に更新上限を新たに設ける場合
- ii 最初の契約締結の際に設けていた更新上限を短縮する場合

3

無期転換申込機会の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換を申し込むことができる旨(無期転換申込機会)の明示が必要になります。

4

無期転換後の労働条件の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

均衡を考慮した事項の説明 【雇止め告示の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換後の賃金等の労働条件を決定するに当たって、他の通常の労働者(正社員等のいわゆる正規型の労働者及び無期雇用フルタイム労働者)とのバランスを考慮した事項(例:業務の内容、責任の程度、異動の有無・範囲など)について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

詳しい情報や相談先はこちら

- ・ 改正事項の詳細を知りたい → 厚生労働省ウェブサイト ①
- ・ 無期転換の取り組み事例や参考となる資料がほしい → 無期転換ポータルサイト ②
- ・ 今回の制度改正や労働条件明示、労働契約に関する民事上の紛争について
→ 都道府県労働局/監督課、雇用環境・均等部(室)、全国の労働基準監督署 ③



(2023年10月)



～関東大震災から百年の今～ (4)震災からの復興

と小田原通商銀行は経営難に陥り公金の引き出しもままならない状態に陥り、小田原町は復興資金を国・県に仰ぐことになりました。その後も金融不安は続き、大正13年11月26日小田原・小田原通商・曾我・国府津銀行は合同して小田原実業銀行設立、その後大正14年7月には明和銀行に改組となります。

震災から約1年が過ぎようとしていた大正13年（1924）7月、小田原町は復旧復興事業の進捗状況を県に報告しています。それによると、概況としては「商工業、各種事業ともに不振に陥り旧に復するの容易ではなく」「諸職の収入は不安定で財界不振の余波をうけて町民の生活は安定を欠いている」という内容でした。

すでに前年10月24日には小田原町復興会が設置されて復興に向けての調査計画を策定していましたが、住民の被害は想像以上であるため、町は自力での復旧を遂げるだけの財源もない状態でした。小田原町の主要な銀行小田原銀行

また建築技術面では、耐震化が重視されるようになり、土台にはボルトを埋め込んだコンクリート、屋根は亜鉛引生子板・平板、壁は漆喰・モ

ルタル、コンクリートには鉄筋・鉄網を入れる工法が取り入れられます。小田原地域周辺の地震被害を大きくした要因には防ぎようがなかった自然の脅威のほかに、大正期にはいると、現在の東海道本線の前身となる熱海線小田原駅の開業にむけて、町内では改築ブームが起きていました。

新たな建物は火災対策として屋根材を瓦に替え、用材に石材やコンクリートを用います。土台は従来の玉石形式のものでした。そのため耐震には弱く反って被害を増幅した面も否めないという教訓があったからです。昭和に入ってからの本格的改築にもこの教訓は活かされ、新たな小田原の町並風景が描き出されていきました。

それでは現在の市域となっている小田原町周辺の農村部はどうだったでしょうか。当時は第一次産業といわれた農水産業がこの地域での主要な産業でした。震災により耕地や道路・水路はその殆どが破壊されてしまったため、この復旧には村単位での大規模な

耕地整理が必要とされました。この工事の経緯や苦労については市内各地に記念碑が建てられています。

昭和3年（1928）8月、神奈川県は震災から5年を期に神奈川県震災記念日を制定しました。翌年には仏教界合同震災亡霊七回忌、昭和5年4月12日には小田原町復興式が知事を招いて開催されます。これは3月26日宮城外苑で開催された帝都復興完成記念式典を習った催しとされますが、内実は一般の祝賀行事の様であったようです。この頃から小田原町は震災で一時頓挫していた「市制施行」への動きが再燃し始めることになりました。東京市で実施された都市計画にない都市機能の再編のために着手されたのが、城



大震災耕地復旧記念碑
(根府川 寺山神社)

址周辺への官公署の移転や文教地区の創設、町道の拡幅整備でした。同時に明治以来の懸案であった上水道の敷設も着手されます。また、商店・住宅は新たに「モダン」を基調とした再建築がすすめられました。小田原の県西部中核都市としての近代化はこの震災に由来することが多いことがわかります。

今年は「関東大震災から100年」のさまざまなイベントが小田原地方で展開されています。これを機に、将来必ず発生する災害を念頭に置いて、もう一度自然災害から命を守る行動や防災・減災について考える機会をもつていただければ幸いです。



復興後の町並
(現勢写真帳 小田原市立中央図書館蔵)

パズル【答え】13（4+9）

間違い探し『獨道中五十三驛』の答え ①化け猫の爪(左上) ②蝶(中上) ③目線(中上)
④化け猫の残像(右上) ⑤胸の葉(中央) ⑥白い花の柄(中央) ⑦雲の形(左下)



2024年問題への対応

特定社会保険労務士 小島信一

2024年問題とは何か

最近、TVや新聞、ネット記事などで「2024年問題」という言葉を聞くことが多くなりました。

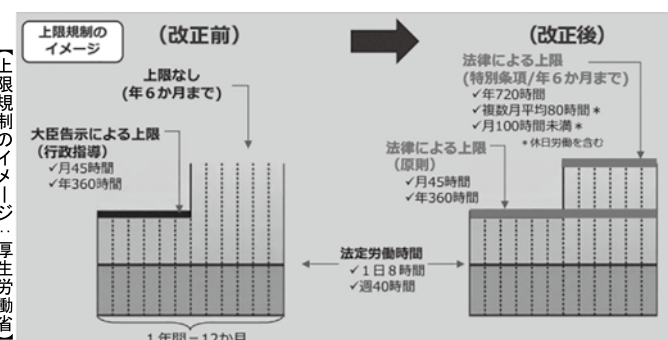
2019年4月1日から始まった「働き方改革」一連の労働法改正は、順次進んでいますが、いよいよ2024年4月1日に佳境を迎え、すべての業種において、残業の上限規制が適用されることになりました。

とりわけ、残業規制に猶予が設けられていた建設業、運輸業に対して5年間の猶予がなくなります。

これらの業種は、国民生活に与える影響が大きく、そのことが「2024年問題」としてクローズアップされているわけです。それでは、具体的にみていきましょう。

建設業の2024年問題

建設業界は、契約で定めた絶対厳守しなければいけない納期がありますが、屋外で働くため天候の影響を受けやすく、悪天候が続くと納期に支障をきたします。そのため、休日返上で工



【上限規制のイメージ：厚生労働省】

事を行わざるを得ないという過酷な業種です。

また、週休2日制の導入が遅れており、休日数が元々少ない業界でもあります。

さらに、慢性的に人手不足が続いており、一人にかかる負担が重く、納期遵守を残業することで何とか支えているという構造上の問題があります。

なお、労働時間の上限規制は現在猶予されておりですが、2024年4月から、上限規制が適用されるため、従業員が残業できず、納期の遅れや次の工事に着工できないという問題が予想されています。

運輸業の2024年問題

建設業以上に深刻なのが、運輸業の2024年問題です。

物流は、国民生活や経済を支える重要な社会インフラであるため、運輸業の2024年問題は、物流事業者だけにとどまらず、荷主や一般消費者にも影響が及びます。

当然、中小企業の経営にもインパクトのある内容です。物流業界も、労働者の残業で支えられている業界といえます。

トラックドライバーの長時間労働の原因はさまざまですが、代表的なものに「荷待ち時間」があります。

倉庫などの物流施設では、トラックが到着してから荷物の積み下ろしを行うまでに長時間待たされるといいう事態が多く発生しています。もう1つは、人手不足の問題です。

トラック業界も慢性的に人員が足りていない状態が続く、ドライバー一人当たりの負担が増えてしまっています。

2024年4月以降はトラックドライバーの労働時間に規制がかけられるため、輸送能力が著しく低下し、今までのようにモノが円滑に運ばなくなる可能性が懸念されています。

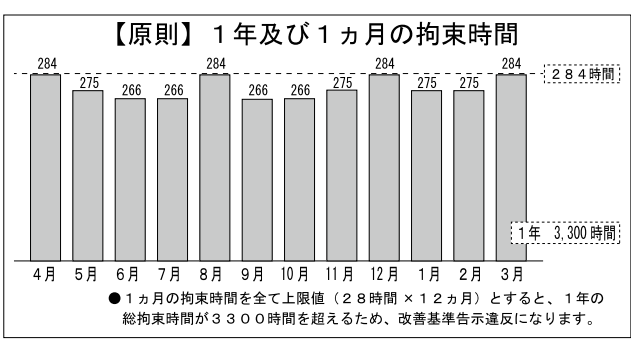
●トラック運転者の労働時間改正点

トラック運転者は特別な業務のため、業務の特性に

合わせ、通常の労働者とは異なる「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」という厚生労働省からの告示が出されており、運用をしながら配車管理をしています。

2024年4月からは、この基準の変更が予定されています。

拘束時間とは、始業時刻から終業時刻までの使用者に拘束されている時間をいいます。



長距離トラック運転者などは、この拘束時間が一般の労働者に比べて大変長くなっています。

トラック業界の規制は、この「拘束時間」に対してかけられます。

改正告示では、1年の拘束時間は3,300時間以内、かつ、1か月の拘束時間は284時間が原則となります。

毎月284時間拘束すると、年間では3,408時間となるため、各月の拘束時間を調整する必要があります。

【1日の拘束時間】

1日（始業時刻から起算して24時間をいう）の拘束時間は原則13時間以内とし、これを延長する場合であっても、上限は15時間です。

【1日の休息時間】

1日の休息時間は、勤務終了後、継続11時間以上を与えるよう努めることとし、継続9時間を下回ってはなりません。

【運転時間】

2日を平均した1日当たり（2日平均1日）の運転

時間は、9時間以内です。

また、2週間を平均した1週間当たり（2週間平均1週）の運転時間は、44時間以内です。

【連続運転時間】

連続運転時間は、4時間以内とし運転開始後4時間以内または4時間経過直後に30分以上の運転の中断が

主な項目	主な内容
1年、1か月の拘束時間	1年 3,300 時間以内 1か月 284 時間以内 【例外】 労使協定により、次のとおり延長可（①②を満たす必要あり） 1年：3,400 時間以内 1か月：310 時間以内（年6か月まで） ① 284 時間超は連続3か月まで ② 1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める
1日の拘束時間	13 時間以内 （上限15時間、14時間超は週2回までが目安） 【例外】 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合、16時間まで延長可（週2回まで）
1日の休息期間	継続 11 時間以上 与えるよう努めることを基本とし、 9 時間 を下回らない 【例外】 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合、継続8時間以上（週2回まで） 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える
連続運転時間	4 時間以内 運転の中断時には、原則として休憩を与える（1回おおむね連続10分以上、合計30分以上） 10分未満の運転の中断は、3回以上連続しない 【例外】 SA、PA等に駐車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、4時間30分まで延長可

必要です。

また、中断時には休息を与えなければいけません。

このように、トラック業界にはキメの細かい規制がかけられるようになります。

中小企業経営に与える影響

中小規模の建設業や運輸業は、これらの改正に対応する必要があります。また多くの企業がこの改正の業種とのかかわりがあるため、対応が求められます。

一言でいうと何事も余裕をもった思いやりのある対応が必要です。また、費用の負担を分かち合うという意識も求められます。今までのように「客だから」という上から目線で取引をするのではなく、協同してこれらの問題を解決する姿勢が求められるようになります。

では、具体的にどんな行動をとるべきなのかを見ていきます。

■荷主とトラック事業者が連携して取り組むべきこと

(1) 荷待ち時間、待機時間の削減

予約システムの導入や出荷・受け入れ体制を見直します。

(2) 作業削減などの労働環境の改善

パレット化による手荷役作業の削減、情報の共有化、デジタル化による業務効率化を検討します。

(3) リードタイムの延長

長距離輸送中は1日を空け、満載での効率的な輸送ができるよう協力します。

■トラック事業者からお願いに対応する

過剰な値引き要求はせず、標準的な運賃を受け入れ、輸送以外に発生する燃料サーチャージや附帯作業料金、高速利用料などの支払いにできる限り対応しましょう。

■消費者として協力できること

再配達が高時間労働を招いているという側面もあるため、確実に受け取れる日時・場所を指定する、宅配ボックス・ロッカーの利用や置き配の推進に協力しましょう。また、まとめ買いをして、注文回数を減らすことも有効な手段です。

